

## 随意契約に係る事項の公表について

秋田県立療育機構契約事務取扱規程第20条により、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体との随意契約に係る事項を次のとおり公表します。

- 1 提供を受ける役務の仕様その他の明細  
秋田県立医療療育センター清掃業務
- 2 契約に関する事務を所掌する団体名及び所在地  
秋田県立医療療育センター  
秋田市南ケ丘一丁目1番2号
- 3 契約の相手方に必要な資格
  - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体であり、秋田県に事業の本拠が所在すること。
  - ・県庁舎の維持管理業務競争入札参加資格の登録名簿に登録されていること。  
（清掃業の登録で、一般清掃もしくは環境衛生総合管理業に登録のこと）
- 4 契約の相手先の決定方法  
見積価格が予定価格の範囲内で最低価格のもの
- 5 見積書の提出方法  
令和6年3月5日（火）午後3時までに、秋田県立医療療育センター事務部へ持参し直接提出すること。
- 6 契約担当者が必要と認める事項  
次の書類については、見積書提出と同時に秋田県立医療療育センター事務部へ提出すること。
  - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体である旨を証する書類
  - ・清掃作業監督者及びビルクリーニング技能士の資格者証の写し
  - ・配置される作業員の雇用保険被保険者資格取得確認等通知書（事業主通知用）及び社内研修受講証明書

### \* 参考

秋田県立療育機構契約事務取扱規程第19条第1項三号

秋田県立療育機構契約事務取扱規程第20条各号

お問い合わせ

秋田県立医療療育センター 事務部

TEL : 018-826-2401 FAX : 018-826-2407